

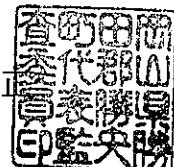
令和2年度勝央町内部統制評価報告結果に関する意見書

地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する令和2年度勝央町内部統制報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和3年8月30日

勝央町代表監査委員

岸本 政正



1 審査手続き

勝央町の内部統制評価報告書について、町長及び内部統制統括部署から報告を受け、(1)評価手続きに係る記載の審査、(2)評価結果に係る記載の審査について評価手続における不適切事項があった場合には、該当事項を以下の意見に記載した上で、当該事項を除外した範囲での限定的なものとして、評価結果の相当性について審査した。また、その他監査等において得られた知見を利用した。

2 審査意見

勝央町の内部統制評価報告書について、上記審査手続きのとおり審査した限りにおいて、監査委員の意見は以下のとおりである。

(1) 評価手続きに係る記載の相当性

- ・相当である

(2) 評価結果に係る記載の相当性

- ・相当である

(3) 指摘事項

- ・全てに取り組むことが本来の趣旨に沿ったやり方であり、取り組みは評価するが、町村における人員や事務現状からして、項目が多すぎると思われる。特にリスクの高いもの、低いものをしっかりと選別し、項目を絞り込み取り組むべきではないか。各部項目を2~3項目に絞り継続的に数年取り組み、状況を確認リスクへの対応ができたと判断されれば次の項目に取り組むこととするべきである。

3 備考

特段記載すべき事項なし。